

(お知らせ)

平成 27 年 1 月 7 日
東北電力株式会社

スマートメーターの設置開始について

当社は、平成 27 年 1 月より、一般のご家庭など低圧で電気をご使用いただいているお客さまを対象に、スマートメーター^{※1}の設置を開始しました。

これは、現在設置しているメーターについて、検定有効期間^{※2}満了を迎えるものから、順次、スマートメーターへの取替えを進めていくもので、当社では平成 35 年度末までに、当社サービスエリア内のすべてのお客さまにスマートメーターを設置することとしております。


なお、平成 27 年度下期以降は、新築等による新たな電気ご使用のお申込みに合わせてスマートメーターを設置していきます。

また、スマートメーターの機能を活用した各種サービスの提供や自動検針の導入についても、順次取り組んでまいります。

※ 1 遠隔からの通信により、30 分ごとの電気使用量の確認や電気の入切等ができる機能を有した新型メーター

※ 2 メーターは計量法に基づき、一定期間（低圧メーターの多くは 10 年ごと）で検定を行う必要があります

<スマートメーター設置の概要>

対象エリア	当社サービスエリア全域						
対象お客さま	低圧で電気を使用されるすべてのお客さま 〔対象契約メニューについて〕 ・ 設置開始当初は、従量電灯 B、従量電灯 C、公衆街路灯 B、低圧電力、農事用電力 A を対象 [※] とし、順次対象範囲を拡大 ※ お客さまがご使用されている電気設備状況等により、設置開始当初からの対象とならない場合があります						
スケジュール	年度	H26	H27	H28	H29	～	H35
	スマートメーター設置						
	自動検針						
外観（例）	 (製造メーカーにより外観が異なります)						

以上